

誓約書兼同意書（法人用）

（様式第 1 号）

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

実印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、当社及び当社の代表者（以下「私」という。）並びに当社の役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）について、下記事項を確認するため、市が必要に応じて警察当局及び関係官公署に対し関係情報の照会を行い、取得することに同意します。

記

私又は当社の役員等は、次の①及び②のいずれにも該当せず、③から⑧までのいずれの行も行わず、かつ、暴力団（佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に関係するものでもありません。

- ① 計画的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であること。
- ② 私又は当社の役員等が暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者（以下「構成員等」という。）であること。
- ③ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用すること。
- ④ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結すること。
- ⑤ 私又は当社の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団組織又は構成員等を利用すること。
- ⑥ 暴力団組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与すること。
- ⑦ 私又は当社の役員等が、個人の私生活上において、私又は当社の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与すること。
- ⑧ 私又は当社の役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有すること。

○ 佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号、抄）
（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

誓約書兼同意書（個人用）

（様式第 2 号）

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

実印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、私について、下記事項を確認するため、市が必要に応じて警察当局及び関係官公署に対し関係情報の照会を行い、取得することに同意します。

記

私は、次の①及び②のいずれにも該当せず、③から⑧までのいずれの行為も行わず、かつ、暴力団（佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に関係するものでもありません。

- ① 計画的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であること。
- ② 私が暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者（以下「構成員等」という。）であること。
- ③ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用すること。
- ④ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結すること。
- ⑤ 私若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団組織又は構成員等を利用すること。
- ⑥ 暴力団組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与すること。
- ⑦ 私が、個人の私生活上において、私若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与すること。
- ⑧ 私が、暴力的組織又は構成員等と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有すること。

○ 佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号、抄）
（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。